

障害福祉サービス事業所の指定手続きにおける市町村意見照会（意見申出制度）

障がい福祉課

1 意見申出制度の概要

- 市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘を踏まえ、令和6年4月から、意見申出制度が創設された。
- この仕組みは、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、①、②ができることとしたもの。
 - ①市町村は、都道府県の事業所指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
 - ②都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと
- また、指定都市及び中核市においては、市町村障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることとしたものである。

2 仕組みの運用に当たっての留意事項（R7.3.28 厚生労働省事務連絡より）

- 制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること。
- 市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画等に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること。

3 現状・課題

- 令和6年4月の制度施行から、およそ半年が経過した時点でのアンケート調査（全国）では、市町村において、制度が十分認知されておらず、活用が進んでいない状況がある。
 - ・意見申出制度の認知度
市町村（指定権限なし）の回答自治体643のうち、知っている(50.5%)、知らない(41.8%)、未回答(7.6%)
 - ・都道府県が事業者指定する際の通知の求めの有無
市町村（指定権限なし）の回答自治体643のうち、既に求めている(10.3%)、求めていないが、今後求めることを予定している(17.6%)、求めておらず、今後も求める予定はない(59.3%)、未回答(12.9%)
 - ・都道府県が事業者指定する際の意見申出の有無（指定権限の無い自治体で、都道府県に対してあらかじめ市町村へ通知するよう求めている自治体のみ、複数回答）
回答自治体66のうち、今まで通知は無い(33.3%)、通知はあったが、意見申出はしていない(43.9%)、通知があり、意見申出を行った。(12.1%)
- 本県においては、厚生労働省からの令和7年3月28日付事務連絡「地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み（意見申出制度）の活用について」を、市町村に情報提供したが、制度導入を希望する市町村はない。（9月末現在）
 - ⇒今後、国の動向を注視しつつ、他の都道府県についても情報収集し、意見申出制度を導入した場合の課題等について、市町村等の意見を聞きながら、引き続き、検討していく。